

走って安全 歩いて快適



交通ルールを守って 安全・快適なまちに

歩行者のみなさんへ

道路を渡るときは正しい場所で、安全確認を忘れずに

横断禁止の場所を渡るのはとても危険です！



横断禁止場所で渡ってはいけません。遠回りでも横断歩道を渡りましょう。



ドライバーはあなたに気付いていますか？

平成26年中、都内で交通事故により亡くなられた172人の内、高齢者が65人と全体の約37.8パーセントを占めています。

亡くなられた高齢者の内39人は歩行者で、半分以上の22人になんらかの交通違反(信号無視、横断禁止場所横断等)がありました。

交差点付近は事故多発ゾーンです。道路を渡るときは左右の安全を必ず確かめ、運転者が自分に気付いているか確認しましょう。

ドライバーのみなさんへ

車に乗ったら、まず全席・全員シートベルト

後部座席でも非着用は危険です

シートベルトを着用しないと、事故の際に車外へ投げ出されたり、乗っている人同士が衝突したりする危険があります。



飲酒運転しない、させない

飲酒運転は犯罪です

酒酔い、酒気帯び運転は厳しく罰せられます。「お酒を飲んだとき、二日酔いときは運転しない」ことを徹底してください。

酒類の提供者や車両の同乗者も罰せられます

飲酒運転をした本人だけでなく、酒類の提供者や車両の同乗者も処罰の対象となります。

飲酒した人に車両を提供してはいけません

飲酒した人に車両を提供した場合、運転者と同様に厳しく罰せられます。



ライダーのみなさんへ



速度を抑えて安全走行を心掛けましょう

交差点では、事故に巻き込まれないように

交差点で、右折するドライバーが直進する二輪車を見落とし、事故となるケースがあります。しっかり減速・安全確認をしましょう。

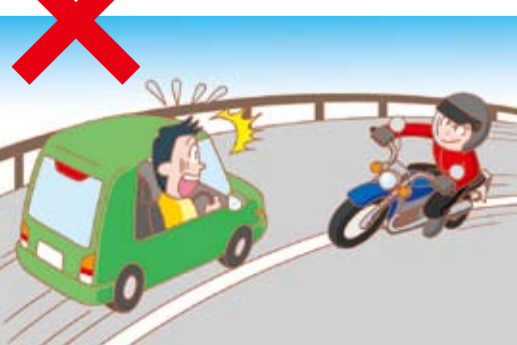
事故から頭部を守るため、ヘルメットのごひもをしっかりと締めましょう

胸部プロテクターも着用しましょう。



ハンドルキーパー運動推進中
 飲酒運転根絶のため、ハンドルキーパー運動を推進しましょう。ハンドルキーパー運動とは「車で飲食店等へ行く場合、お酒を飲まずに運転する人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーが同乗者を自宅まで送り届けるようにしよう」という運動です。

カーブでは十分に減速しましょう。



カーブは大変危険な場所です。手前で十分に減速し、安全に走行しましょう。

問い合わせ

区内警察署
 ☎欄外参照
 土木課交通対策係
 ☎3578-2349



自転車を利用するみなさんへ



自転車は車道通行が原則です

13歳未満の子どもや70歳以上の人、身体の不自由な人、また次の場合は「歩道」を通行できます。



道路標識等で歩道通行が可能な場合

歩道では歩行者優先で、車道寄りの部分または道路標識等によって指定された部分を徐行して通行します。



車道の通行が危険な場合

駐車車両や道路工事等、車道の左側部分を通行することが困難な場合や、自動車等の交通量が多く道幅が狭いため、自動車との接触事故の危険がある等、やむを得ない場合は通行できます。

自転車の乗車人数について

原則として、運転者以外の人を乗せることはできません。



幼児2人同乗者用自転車の場合

16歳以上の運転者は、幼児2人同乗用自転車(幼児2人を同乗させることができる特別の構造または装置を有する自転車)の場合、6歳未満の幼児を2人乗車させることができます。

子ども(13歳未満)に乗車用ヘルメットを着用させるのは保護者の責任です

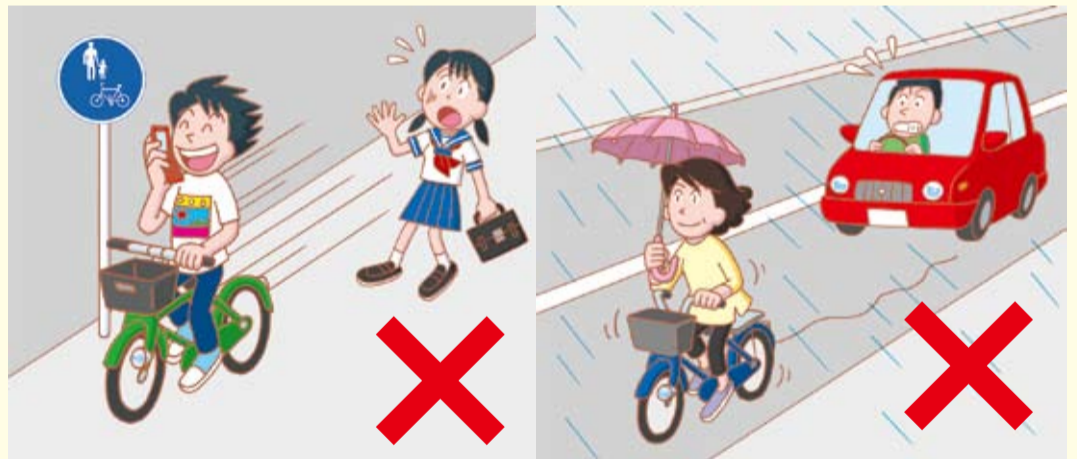
保護者は13歳未満の子どもが自転車を運転する場合または幼児(6歳未満)を自転車に乗せる場合は、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

悪質・危険な自転車運転者に対する講習制度が新設されました

平成27年6月1日、改正道路交通法が施行されました。「自転車運転中の危険行為」で3年以内に2回以上摘発された「悪質・危険な自転車運転者」は、安全講習を受けなければなりません。

対象となる危険行為

- ①信号無視
- ②通行禁止違反
- ③歩行者用道路における徐行違反等
- ④通行区分違反
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥遮断機が降りた踏切への立ち入り
- ⑦交差点での優先通行車の妨害等の安全運転義務違反
- ⑧交差点での右折車優先妨害等
- ⑨環状交差点での安全進行義務違反
- ⑩指定場所で一時停止しない等の違反
- ⑪歩道での歩行者妨害
- ⑫ブレーキ不良自転車の運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭携帯電話を使用しながら運転する等の安全運転義務違反



自転車運転者講習制度の流れ

- (1) 自転車運転者が危険行為で3年以内に2回以上摘発される
- (2) 交通の危険を防止するため、東京都公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令
受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金
- (3) 講習の受講
 - 講習時間：3時間
 - 講習手数料：5700円(標準額)

自転車の危険な運転には罰則があります

- 飲酒運転** 5年以下の懲役または100万円以下の罰金(酒酔いの場合)
- 右側通行** 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- 傘差しや物を持ちながらの運転** 5万円以下の罰金
- 携帯電話で話したり、画面を注視しながらの運転** 5万円以下の罰金
- 並進・二人乗り** 2万円以下の罰金または料料
- 二段階右折違反** 2万円以下の罰金または料料

問い合わせ

土木課交通対策係 ☎3578-2349